

# 裁 決 書

審査請求人

住 所 山本郡三種町

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

処 分 庁

山本福祉事務所長

平成27年12月24日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

山本福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保護変更処分に係る審査請求17件のうち、平成27年4月21日付け（2件）、同年5月19日付け（2件）、同年6月19日付け（2件）、同年7月3日付け、同年7月21日付け、同年8月18日付け、同年9月15日付け（2件）、同年10月20日付け（2件）保護変更処分（計13件）については、これを却下する。

また、同年11月17日付け（2件）及び同年12月11日付け（2件）保護変更処分（計4件）については、これを取消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

## 1 審査請求の趣旨

処分行が請求人に対して行った次の保護変更処分について、その取消しを求めるものである。

- ① 平成27年4月21日付け保護変更処分（同年3月1日付け遡及変更。以下「本件処分1」という。）
- ② 平成27年4月21日付け保護変更処分（同年4月1日付け遡及変更。以下「本件処分2」という。）
- ③ 平成27年5月19日付け保護変更処分（同年4月1日付け遡及変更。以下「本件処分3」という。）
- ④ 平成27年5月19日付け保護変更処分（同年5月1日付け遡及変更。以下「本件処分4」という。）
- ⑤ 平成27年6月19日付け保護変更処分（同年5月1日付け遡及変更。以下「本件処分5」という。）
- ⑥ 平成27年6月19日付け保護変更処分（同年6月1日付け遡及変更。以下「本件処分6」という。）
- ⑦ 平成27年7月3日付け保護変更処分（同年6月1日付け遡及変更。以下「本件処分7」という。）
- ⑧ 平成27年7月21日付け保護変更処分（同年6月1日付け遡及変更。以下「本件処分8」という。）
- ⑨ 平成27年8月18日付け保護変更処分（同年7月1日付け遡及変更。以下「本件処分9」という。）
- ⑩ 平成27年9月15日付け保護変更処分（同年8月1日付け遡及変更。以下「本件処分10」という。）
- ⑪ 平成27年9月15日付け保護変更処分（同年10月1日付け。以下「本件処分11」という。）
- ⑫ 平成27年10月20日付け保護変更処分（同年9月1日付け遡及変更。以下「本件処分12」という。）
- ⑬ 平成27年10月20日付け保護変更処分（同年11月1日付け。以下「本件処分13」という。）
- ⑭ 平成27年11月17日付け保護変更処分（同年12月1日付け。以下「本件処分14」という。）
- ⑮ 平成27年11月17日付け保護変更処分（同年10月1日付け遡及変更。以下

「本件処分 15」という。

- ⑯ 平成 27 年 12 月 11 日付け保護変更処分（同年 11 月 1 日付け遡及変更。以下「本件処分 16」という。）
- ⑰ 平成 27 年 12 月 11 日付け保護変更処分（平成 28 年 1 月 1 日付け。以下「本件処分 17」という。）

## 2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、特別養護老人ホームに入所中の請求人の義母（以下「義母」という。）に対する介護施設入所者加算について「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱指針」（昭和 58 年 3 月 31 日付け社保第 51 号厚生省社会局保護課長通知。以下「指針」という。）に基づき削除したと弁明しているが、これは請求人世帯の最低生活費の過少認定であり重大な過失である。請求人世帯は請求人及び請求人の義母の 2 人世帯と認定されており、同指針の対象外である。
- (2) また、同一月分について何度も保護の内容を遡及変更し、過支給の充当、追給等を繰り返すことは、請求人の保護変更理由を正しく理解する機会を奪い、不服申し立ての権利を実質的に奪うものであって、違法・不当である。

## 第 2 処分庁の弁明

### 1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 2 審査請求に係る処分に対する認否

- (1) 審査請求の理由 (1) のうち、「最低生活費を過少認定したことは重大な過失である」との部分については、否認する。
- (2) 審査請求の理由 (2) のうち、「請求人の保護変更理由を正しく理解する機会を奪い、不服申し立ての権利を実質的に奪うものであって、違法・不当である」との部分については、否認する。

### 3 事件の経過

- (1) 平成 25 年 5 月 15 日、施設から義母の日用品等の消費実態を確認し、請求人が義母の下着を届けていること、施設内では理容代ぐらいしか消費しないことを把握した。

- (2) 平成25年10月29日、家庭訪問にて請求人と面接の際、施設入所中の義母の消費実態は、数か月に1万円程度であることを確認し、その実態に合わせ同年12月から介護施設入所者加算を削除することで請求人の了解を得た。
- (3) 平成25年11月18日、義母の介護施設入所者加算について、同年12月1日付けで削除することを決定した。
- (4) 審査請求書にある「一、審査請求に係る処分」の「次の保護変更処分」の「①から⑰」までは、請求人の常用収入の認定替え等による決定通知である。

#### 4 弁明の理由

- (1) 介護施設入所基本生活費及び介護施設入所者加算については、指針によれば、これらを支給されている者の消費の実態に見合った額を計上するのが本来とある。
- その実態については、前記経過のとおり、平成25年5月15日、施設から義母の消費実態は埋容代ぐらいであることを確認し、また、同年10月29日の家庭訪問時の請求人との面接において、請求人が数か月毎に1万円ほどを置いてくるのみという状況を確認した。このような消費実態を踏まえ、請求人に対し、介護施設入所者加算の削除をすることを説明し了解を得たうえで削除したものであり、最低生活費の過少認定には当たらないと考える。
- (2) 「同一月分について何回にもわたり保護の内容を遡及変更し」については、請求人世帯の場合は、例えば常用収入について推定により認定し、その後、実績額に依りて変更を行い該当月の保護費を確定しているため、遡及変更は必要である。これにより過支給及び追加支給が発生することがあるが、変更理由及び過支給額、追加支給額は、保護決定（変更）通知書に明記してある。
- また、請求人に対し、平成26年4月30日の訪問（不在）以降、複数回にわたり、電話、手紙、訪問によるメモなどにより、面接の機会を作ろうとしたが、その機会を得られない状況だった。
- なお、本件処分7及び8の保護決定（変更）通知書の内容は同じであり、本来であれば本件処分8は不要であった。処分庁の確認の不十分さにより請求人が保護変更内容を理解しにくい状況を招いたことは否定できないが、請求人が主張する「請求人の保護変更理由を正しく理解する機会を奪い、不服申し立ての権利を実質的に奪うものであって、違法・不当である」とは言えないと考える。
- (3) 今回の審査請求については、平成27年4月21日付けの保護変更処分から同年12月11日付けの保護変更処分までの計17件を対象としているが、請求人に対し

しては、これらの保護変更処分後、速やかにその変更内容等を記載した生活保護決定（変更）通知書を郵送しているところであり、特別な事情がない限り、当方から当該通知書を発送した数日後には、請求人はその内容を確認できたものとする。

しかしながら、審査請求に係る処分17件中、保護決定（変更）通知書により請求人が当該処分を知り得た日から審査請求までの期間が60日を超過しているものが多く含まれており、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号。以下「審査法」という。）第14条第1項「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、しなければならない。」という原則に該当しないものがあると思われる。17件の処分全てを審査請求の対象とすることについては、処分があったことを知った日を挙証できない限り認められないものとする。

- (4) 以上により、本件処分には違法又は不当な点がないので本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審査庁の認定事実及び判断

#### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人世帯は、平成■■■■年■■■■月■■■■日から生活保護を受給していること。
- (2) 請求人は、■■■■町所在の■■■■において■■■■として就労していること。
- (3) 義母は、平成■■■■年■■■■月■■■■日から三種町所在の特別養護老人ホームに入所していること。
- (4) 処分庁は、請求人の職場への通勤用として自動車の保有を容認しており、請求人の就労収入から「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(4)の別表「基礎控除額表（月額）」に基づく基礎控除の他に、必要経費としてガソリン代、自動車任意保険料、修理代及び車検費用を実費控除していること。

また、処分庁は請求人の老齢基礎厚生年金を請求人世帯の収入として認定し、必要経費として介護保険料特別徴収額を実費控除していること。

- (5) 処分庁は、義母の国民老齢年金を請求人世帯の収入として認定し、必要経費として介護保険料特別徴収額を実費控除していること。
- (6) 平成25年5月15日、処分庁は特別養護老人ホームに対し電話照会を行い、義

母の金銭管理は特別養護老人ホームでは行っていないこと、義母は理容代くらいしか消費していないこと及び請求人が時々、義母の下着を持参してくることを確認したこと。

- (7) 平成25年10月29日、処分庁は請求人世帯を訪問し、請求人から、請求人が義母に対し数か月毎に1万円程度を渡していることを聴取したとともに、請求人に対し、同年12月分から義母に認定してきた介護施設入所者加算を削除することを伝えたこと。
- (8) 処分庁は、平成25年11月19日付けの生活保護決定(変更)通知書において、「          さんの介護施設入所者加算の削除によります。」と明示し、同年12月1日付けで請求人世帯の最低生活費から義母の介護施設入所者加算9,730円を削除する決定をしたことを請求人世帯に対し通知したこと。
- (9) 平成27年4月13日、処分庁は収入申告書を受領し、請求人の同年2月の就労日数(3日)及び就労収入(                  円)を確認したこと。
- (10) 処分庁は、平成27年4月21日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年3月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと(本件処分1)。
- ① 認定事実(9)に基づき、請求人の常用収入を                  円に認定替えしたこと。
  - ② 同年3月分の請求人が受診している医療機関に対する本人支払額が                  円に確定したこと。
  - ③ ②に伴い生じた差額          円を請求人のその他の収入として認定したこと。
  - ④ 生活扶助分の追加支給額                  円が生じたこと。
- (11) 処分庁は、平成27年4月21日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年4月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと(本件処分2)。
- ① 同年3月1日付けで収入認定したその他の収入          円を削除したこと。
  - ② ①により、同年4月分の義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額を                  円に決定したこと。
- (12) 平成27年5月13日、処分庁は収入申告書を受領し、請求人の同年3月の就労日数(2日)及び就労収入(                  円)を確認したこと。
- (13) 処分庁は、平成27年5月19日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年4月1日付けで認定事実(12)に基づき、請求人の常用収入を                  円

に認定替えしたことを請求人世帯に対し通知したこと（本件処分3）。

(14) 処分庁は、平成27年5月19日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年5月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分4）。

- ① 請求人の常用収入を [REDACTED] 円（推定）に認定替えしたこと。
- ② 同年5月分の義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額を [REDACTED] 円に決定したこと。

(15) 平成27年6月11日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年4月の就労日数（2日）及び就労収入（[REDACTED] 円）、同年5月の就労日数（6日）及び就労収入（[REDACTED] 円）を確認したこと。

(16) 処分庁は、平成27年6月19日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年5月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分5）。

- ① 認定事実（15）に基づき、請求人の常用収入を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。
- ② 同年6月分以降の義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額を [REDACTED] 円に決定したこと。

(17) 処分庁は、平成27年6月19日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年6月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分6）。

- ① 認定事実（15）に基づき、請求人の常用収入を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。
- ② 常用収入の実費控除として車検費用（[REDACTED] 円）を認定したこと。

(18) 平成27年6月26日、処分庁は収入申告書を受理し、同年6月の請求人に対する老齢基礎厚生年金 [REDACTED] 円（介護保険料特別徴収額 [REDACTED] 円除く）及び義母に対する国民老齢年金 [REDACTED] 円（介護保険料特別徴収額 [REDACTED] 円除く）を確認したこと。

(19) 処分庁は、平成27年7月3日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年6月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分7）。

- ① 認定事実（18）に基づき、請求人の老齢基礎厚生年金収入を [REDACTED] 円、義母の国民老齢年金収入を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

② ①により同年6月分以降の義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額が [ ] 円となったため、同年8月分の義母の本人支払額を認定事実(16)において決定した義母の本人支払額 [ ] 円との差額 [ ] 円(同年6月分及び7月分)を充当した [ ] 円( [ ] 円+ [ ] 円)に決定したこと。

(20) 処分庁は、平成27年7月21日付けの生活保護決定(変更)通知書において、本件処分7において通知済みの変更内容を請求人世帯に対し通知したこと(本件処分8)。

(21) 平成27年8月5日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年6月の就労日数(3日)及び就労収入([ ] 円)を確認したこと。

(22) 処分庁は、平成27年8月18日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年7月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと(本件処分9)。

① 認定事実(21)に基づき、請求人の常用収入を [ ] 円に認定替えしたこと。

② 義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額について、同年8月分を [ ] 円、同年9月分以降を [ ] 円に決定したこと。

(23) 平成27年9月3日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年7月の就労日数(7日)及び就労収入([ ] 円)を確認したこと。

(24) 処分庁は、平成27年9月15日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年8月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと(本件処分10)。

① 認定事実(23)に基づき、請求人の常用収入を [ ] 円に認定替えしたこと。

② 常用収入の実費控除として認定している車検費用を [ ] 円に認定替えしたこと。

また、同通知書において、「車検費用の控除は、次回車検時までとなり全額控除できないことがありますのでご了承ください。」と明示したこと。

(25) 処分庁は、平成27年9月15日付けの生活保護決定(変更)通知書において、同年10月1日付けで決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと(本件処分11)。

① 冬季加算を認定したこと。

② 請求人及び義母の年金収入から実費控除している介護保険料特別徴収額について、請求人分を [REDACTED] 円、義母分を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

(26) 平成27年10月13日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年8月の就労日数（14日）及び就労収入（ [REDACTED] 円）を確認したこと。

(27) 処分庁は、平成27年10月20日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年9月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分12）。

① 認定事実（26）に基づき、請求人の常用収入を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

② 常用収入の実費控除として認定している車検費用を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

(28) 処分庁は、平成27年10月20日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年11月1日付けで決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分13）。

① 特別養護老人ホーム入所中の義母に対して、冬季加算を認定したこと。

② 電柱敷地料として [REDACTED] 円を推定で認定したこと。

(29) 平成27年11月4日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年9月の就労日数（7日）及び就労収入（ [REDACTED] 円）を確認したこと。

(30) 処分庁は、平成27年11月17日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年12月1日付けで決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分14）。

① 請求人世帯に対して、期末一時扶助21,520円を認定したこと。

② 同年11月に認定した電話敷地料 [REDACTED] 円を削除したこと。

③ 請求人及び義母の年金収入から実費控除している介護保険料特別徴収額について、請求人分を [REDACTED] 円、義母分を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

(31) 処分庁は、平成27年11月17日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年10月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分15）。

① 認定事実（29）に基づき、請求人の常用収入を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

② 常用収入の実費控除として認定している車検費用を [REDACTED] 円に認定替えしたこと。

(32) 平成27年12月2日、処分庁は収入申告書を受理し、請求人の同年10月の就労日数（8日）、就労収入（                    円）及び電柱敷地料（                    円）を確認したこと。

(33) 処分庁は、平成27年12月11日付けの生活保護決定（変更）通知書において、同年11月1日付けで遡及して決定した以下の内容について、請求人世帯に対し通知したこと（本件処分16）。

① 認定事実（32）に基づき、請求人の常用収入を                    円に認定替えしたこと。

② 常用収入の実費控除として認定している車検費用を                    円に認定替えしたこと。

(34) 処分庁は、平成27年12月11日付けの生活保護決定（変更）通知書において、平成28年1月1日付けで請求人の常用収入を                    円（推定）に認定替えしたことを請求人世帯に対し通知したこと（本件処分17）。

## 2 判断

(1) 初めに、審査請求の適法性について判断する。

審査請求が可能な期間については、審査法第14条第1項において「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（中略）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りではない。」と規定されているが、処分庁が書面で処分を通知した場合の審査請求期間は、「更正処分等の通知が郵送されたとき、郵便物が相手方の住所に配達されたときは、相手方が一身上の都合でたまたま現実に送達書類は了知しなくても、国税通則法77条1項にいう「通知を受けたもの」とされる」（昭和54年10月31日福岡地裁判決）との判例より、書面が相手方の住所に配達された日の翌日から60日以内となる。

また、同条第1項ただし書きは、審査請求人本人の責めに帰することができない事由により審査請求ができなかった場合に「天災その他審査請求をしなかったことについてのやむをえない理由」があれば、審査請求を可能とする例外として定められているものである。

従って、本件処分1から本件処分13に対する審査請求については、全て処分庁から書面で請求人世帯に通知されていること及び審査法第14条第1項ただし書きに規定されるやむをえない理由が認められないことから、審査請求が可能な期間

を徒過しており、不適法なものである。

(2) 次に、義母の介護施設入所者加算の取扱いについて判断する。

指針では趣旨において、「介護施設入所者加算若しくは「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)別表第1第2章の9に規定する重複調整等の対象となる加算又は同第3章の1に規定する入院患者日用品費若しくは同章の2に規定する介護施設入所者基本生活費(これに相当するものを含む。)(以下「加算等」という。))は、原則としてその基準額の全額を計上することとされているが、医療機関、介護施設又は社会福祉施設(以下「医療機関等」という。)に入院入所中の被保護者で、この額では合理的な目的のない手持金の累積を生ずる場合には、告示別表第1第2章の3、同章の9、同第3章の2及び同章の3の規定に基づき、これらを支給されている者の消費の実態に見合った額を計上するのが本来である。」と規定しているが、これは、保護の実施機関において、加算等の基準額は全額を計上することが原則であるが、加算等を支給されている者の消費の実態及び手持金を確認した結果、合理的な目的のない手持金の累積が生じていると認められる場合については、その者の消費の実態に見合った額を計上することができる、と解釈することが妥当である。

その上で、加算等を支給されている者の消費の実態を把握することが困難であり、被保護者本人以外の者が手持金を管理している場合については、その累積額に着目し、指針に基づき加算等の計上を検討することとなる。

処分庁は「これらを支給されている者の消費の実態に見合った額を計上するのが本来である。」という部分を根拠に、義母の消費の実態を把握し、請求人に説明し了解を得た上で介護施設入所者加算を削除したと弁明しているが、処分庁が義母の消費の実態の把握に努めていたことは認められるものの、合理的な目的のない手持金の累積を確認したとは認められず、また、義母の金銭管理を行っているのは被保護者である請求人であることから、義母は、指針第2項に規定される「金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理をゆだねている者」には当たらない。

以上から、処分庁が指針に基づき義母の介護施設入所者加算を削除した取扱いは、適正とは認められない。

従って、義母の介護施設入所者加算を削除して算定された最低生活費に基づく本件処分14から17についても適正に行われたものとは認められず、取消すべきである。

(3) 次に、処分庁の保護の決定について判断する。

保護の実施機関は、法第8条第1項の「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」との規定及び同条第2項の「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」との規定に基づき、生活に困窮する者の資産、金銭又は物品のうち最低限度の生活の維持のために活用できるものを収入として適正に認定し、厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費との対比により、生活保護の要否及び程度を決定しており、具体的には、次官通知第8及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8に基づき被保護世帯の収入を認定し、次官通知第10及び局長通知第10により、保護の要否及び程度の決定を行うこととなる。

処分庁は請求人世帯の収入として、請求人及び義母の年金並びに請求人の就労収入を認定しているが、特に請求人の就労収入については、認定事実(9)、(12)、(15)、(21)、(23)、(26)及び(29)のとおり、就労収入の変動が扶助費の支給額及び義母の特別養護老人ホームに対する本人支払額の決定に影響を与えるため、処分庁は毎月、その収入を確認の上、基礎控除及び通勤用自動車の実費控除を認定替えし、収入充当額を決定する必要があったものと認められる。

そして、請求人の就労収入は就労月の翌月に本人に支給されていることから、処分庁は収入申告書に基づき、局長通知第10の2の(8)「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」との規定に基づき遡及して保護の変更決定を行ったものであり、結果的に同一月分の保護の内容の遡及変更を繰り返すことになったことはやむを得ないものと判断する。

また、認定事実(14)及び(34)において、処分庁は請求人の就労収入を推定し

て認定し保護の決定を行っているが、これは、局長通知第10の2の(7)のオ「アからエまでによることが適当でない認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。」との規定に基づく適正なものであると判断する。

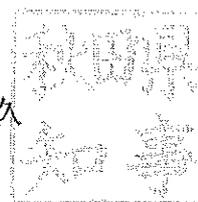
従って、処分庁による同一月分の保護の内容の遡及変更を繰り返す取扱いについては、請求人の保護変更理由を正しく理解する機会及び不服申立の権利を実質的に奪うもので違法・不当であるとまでは言えないと判断する。

#### 第4 結論

以上のとおり、審査法第40条第1項及び第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年5月10日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。